

(裏)

整理番号

段差解消機検査表

No.	検査項目・装置	指摘	既存 不適合	No.	検査項目・装置	指摘	既存 不適合	
1	駆動装置(油圧式以外)			3.3	操作盤スイッチ及び表示器	A. B. C	-	
● 1.1	受電盤・制御盤	A. B. C	-	3.4	リモートコントロールスイッチ	A. B. C	-	
● 1.2	電動機・減速機・制動機	A. B. C	-	● 3.5	外部への連絡装置	A. B. C	-	
● 1.3	駆 動 装 置	ロープ式・巻胴式	A. B. C	-	● 3.6	非常停止スイッチ	A. C	-
1.4		ラックピニオン式	A. B. C	-	● 3.7	積載量の標識	A. C	-
● 1.5		チェーンプロケット式	A. B. C	-	● 3.8	車止め	A. B. C	-
● 1.6		チェーンラックピニオン式	A. B. C	-	● 3.9	渡し板及び跳ね上げ機構	A. B. C	-
1.7		スクリーナット式	A. B. C	-	● 3.10	非常止め装置	A. B. C	-
● 1.8		パンタグラフ式	A. B. C	-	● 3.11	ガイドローラー	A. B. C	-
1.9	非常救出装置	A. C	-	● 3.12	主索及び取付部	A. B. C	-	
2	駆動装置(油圧式)			4	乗場・昇降路			
● 2.1	受電盤・制御盤	A. B. C	-	4.1	乗場操作盤	A. B. C	-	
● 2.2	油 圧 パ ワ ー ユ ニ ツ ト	パワーユニット取付け	A. B. C	-	● 4.2	ドアスイッチ	A. C	-
2.3		電動機・ポンプ	A. B. C	-	● 4.3	ドアロック	A. C	-
● 2.4		安全弁	A. C	-	● 4.4	非常停止スイッチ	A. C	-
● 2.5		逆止弁	A. C	-	● 4.5	乗場の戸又は遮断棒	A. B. C	-
2.6		手動下降弁	A. B. C	-	● 4.6	リミットスイッチ	A. C	-
● 2.7		空転防止装置	A. C	-	4.7	移動ケーブル 又はトロリー及びその取付部	A. B. C	-
● 2.8		圧力計	A. B. C	-	● 4.8	昇降路側壁等の囲い	A. B. C	-
● 2.9		圧力配管・高圧ゴムホース	A. B. C	-	4.9	ガイドレール・ブラケット	A. B. C	-
● 2.10		油タンク・油量	A. B. C	-	● 4.10	ガイドレール・駆動装置等のカバー	A. B. C	-
● 2.11		パンタグラフ式(油圧配管・ゴムホース)	A. B. C	-	● 4.11	障害物検出装置	A. C	-
2.12	非常救出装置	A. C	-	5	そ の 他			
3	かご室			5.1	照明の明るさ	A. B. C	-	
● 3.1	かごの側壁及び床	A. B. C	-					
● 3.2	戸又は遮断棒	A. B. C	-					

注 1 No欄に●印のあるもの(建築基準法施行令に規定された検査項目・装置)は、指摘Aは指摘なし、Bは指摘なし(要注意)、Cは法不適合の指摘ありの状態を、No欄に●印のないものは、指摘Aは良好、Bは要注意、Cは要修理の状態を表す。いずれも指摘欄の該当記号を○で囲み、B又はCの場合は定期検査成績表の特記事項欄に注記すること。
2 不要事項は、抹消すること。

第六号様式その九(第7条関係)

(表)

整理番号		<u>いす式階段昇降機定期検査成績表</u>		検査 年月日	
建物名	第 号機				
駆動方式	摩擦式・ラックピニオン式・チェーン sprockets 式・その他()				
電動機容量	kW				
積載量	kg				
定格速度	m/min				
実測速度	上昇	m/min	下降	m/min	
絶縁抵抗測定	測定回路			絶縁抵抗値	
	電動機主回路(300V以下・300Vを超えるもの)			MΩ	良・否
	制御回路(150V以下・150Vを超え300V以下)			MΩ	良・否
	信号回路(150V以下・150Vを超え300V以下)			MΩ	良・否
特記事項	No.	内 容			
昇降機 検査資格者		認定番号 (第 号)		氏名	

(裏)

整理番号

いす式階段昇降機検査表

No.	検査項目・装置	指摘	既存 不適格	No.	検査項目・装置	指摘	既存 不適格	
1	駆動装置			2.6	運転キースイッチ	A. B. C	-	
● 1.1	受電盤・制御盤	A. B. C	-	● 2.7	安全ベルト等	A. B. C	-	
● 1.2	電動機・減速機・制動機	A. B. C	-	2.8	いす折りたたみ機構	A. B. C	-	
● 1.3	駆 動 装 置	摩擦式 (駆動ローラー、ロープ式巻上機)	A. B. C	-				
1.4		ラックピニオン式	A. B. C	-				
● 1.5		チェーン sprocket 式	A. B. C	-	3	乗場・階段		
● 1.6		チェーンラックピニオン式	A. B. C	-	● 3.1	乗場呼び・送りボタン	A. B. C	-
● 1.7	非常止め装置	A. B. C	-	● 3.2	リモートコントロールスイッチ	A. B. C	-	
● 1.8	ガイドローラー	A. B. C	-	● 3.3	ガイドレール・ブラケット	A. B. C	-	
● 1.9	リミットスイッチ	A. C	-	3.4	折りたたみレール	A. B. C	-	
1.10	バッテリー	A. B. C	-	3.5	移動ケーブル又はトロリー及びその 取付部	A. B. C	-	
				3.6	電源部(コンセント等)	A. B. C	-	
				3.7	充電装置	A. B. C	-	
2	いす関係							
2.1	いす部	A. B. C	-					
● 2.2	いす操作盤のボタン等	A. B. C	-	4	そ の 他			
2.3	いすの回転装置	A. C	-	4.1	階段の状態	A. C	-	
● 2.4	積載量の標識	A. C	-					
● 2.5	障害物検出装置	A. C	-					

注 1 No欄に●印のあるもの(建築基準法施行令に規定された検査項目・装置)は、指摘Aは指摘なし、Bは指摘なし(要注意)、Cは法不適合の指摘ありの状態を、No欄に●印のないものは、指摘Aは良好、Bは要注意、Cは要修理の状態を表す。いずれも指摘欄の該当記号を○で囲み、B又はCの場合は定期検査成績表の特記事項欄に注記すること。
2 不要事項は、抹消すること。

第六号様式その十 (第7条関係)

(表)

整理番号		<u>遊戯施設定期検査成績表</u>			検査年月日 年 月 日		
遊園地名称							
遊 戯 施 設 名 稱		固有名称					
		一般名称		【平成12年建設省告示第1419号別表第 ()】			
定 員		名 × 台 編 成			計 名		
最高部高さ		m		原 動 機 出 力	V × kW × 台		
回 転 直 径		m			定 格 電 流 値 A		
走 路 全 長		m			測 定 電 流 値 A		
速度測定 (最高)		上 昇	m/min	絶 縁 接 地 抵 抗 測 定	抵 抗 値		
		下 降	m/min		電 動 機 主 回 路	使用電圧 V	良 ・ 否
		大 回 転	rpm		制 御 回 路	使用電圧 V	良 ・ 否
		小 回 転	rpm		信 号 回 路	使用電圧 V	良 ・ 否
		走 行 速 度	km/h		照 明 回 路	使用電圧 V	良 ・ 否
		円 周 速 度	m/min		接 地 抵 抗	Ω	良 ・ 否
勾 配 ・ 傾 斜 角 度		度		避 雷 設 備 接 地 抵 抗		Ω	
主 索 直 径		検 査 時 直 径 寸 法			mm		良 ・ 否
		使 用 時 (限 界) 直 径 寸 法			mm (公 称 直 径 寸 法 × 0.9)		
特 記 事 項		No.	内 容				
昇降機検査資格者 認定番号 (第 号) 氏 名 電話番号 ()							

(裏)

整理番号

遊戯施設検査表

No.	検査項目・装置	指摘	既不適格	No.	検査項目・装置	指摘	既不適格
1	構造部関係			6	乗物関係		
● 1.1	地盤	A. B. C	—	● 6.1	客席部の外装	A. B. C	—
● 1.2	基礎	A. B. C	—	● 6.2	客席部の構造部材	A. B. C	—
● 1.3	道床	A. B. C	—	● 6.3	客席部の囲い・窓・手すり	A. B. C	—
● 1.4	構造体の定着	A. B. C	—	● 6.4	客席部の扉・仕切棒・掛金	A. B. C	—
● 1.5	構造物・支柱及びはり	A. B. C	—	● 6.5	客席・もたれ・床	A. B. C	—
1.6	舞台の床及び天井	A. B. C	—	● 6.6	身体保持装置及び安全ベルト	A. B. C	—
1.7	その他			● 6.7	客席部取付装置	A. B. C	—
				● 6.8	台車・車輪装置	A. B. C	—
				6.9	乗物引上金具・車両連結器等	A. B. C	—
2	軌道関係			6.10	その他		
● 2.1	軌条・走路及び水路	A. B. C	—				
● 2.2	支持部材・枕木	A. B. C	—	7	油圧装置・空圧装置・揚水装置		
2.3	その他			● 7.1	油圧装置(ユニット、安全弁、作動油等)	A. B. C	—
				7.2	空圧装置(コンプレッサ、安全弁等)	A. B. C	—
3	駆動装置及び伝動装置			7.3	揚水装置(ポンプ等)	A. B. C	—
3.1	電動機及び制動機	A. B. C	—	● 7.4	アクチュエーター(離脱防止装置)	A. B. C	—
3.2	軸継手	A. B. C	—	● 7.5	機器及び計器類	A. B. C	—
3.3	減速機	A. B. C	—	● 7.6	配管(ゴムホース、圧力計)	A. B. C	—
3.4	伝動装置	A. B. C	—	7.7	その他		
3.5	軸及び軸受装置	A. B. C	—				
3.6	駆動用歯車装置	A. B. C	—	8	電気設備		
3.7	駆動車輪装置	A. B. C	—	8.1	受電盤・制御盤・操作盤	A. B. C	—
3.8	その他			8.2	電圧計・電流計・表示灯	A. B. C	—
				8.3	配電線・配管	A. B. C	—
4	巻上装置			● 8.4	避雷設備	A. B. C	—
4.1	チェーンコンベア巻上装置	A. B. C	—	8.5	照明電飾	A. B. C	—
4.2	ベルトコンベア巻上装置	A. B. C	—	8.6	給電線・集電装置	A. B. C	—
● 4.3	ワイヤロープ巻上装置	A. B. C	—	8.7	各リミットスイッチ・センサー類	A. C	—
4.4	緊張装置	A. B. C	—	8.8	その他		
● 4.5	主索(鎖)及び端部	A. B. C	—				
4.6	その他			9	その他の設備		
				● 9.1	乗降場・点検用歩廊	A. B. C	—
5	安全装置			● 9.2	安全柵・整理柵	A. B. C	—
● 5.1	非常止め装置	A. C	—	● 9.3	運転室・機械室	A. B. C	—
5.2	緩衝装置	A. B. C	—	● 9.4	放送設備・信号装置	A. B. C	—
● 5.3	乗物逆行防止装置	A. B. C	—	● 9.5	定員・注意事項の標示	A. B. C	—
● 5.4	乗物急激降下防止装置	A. C	—	9.6	風速計	A. C	—
● 5.5	制動装置	A. B. C	—	● 9.7	非常救出装置	A. B. C	—
● 5.6	速度制御装置	A. B. C	—	9.8	装飾物	A. B. C	—
● 5.7	追突防止装置	A. B. C	—	9.9	その他		
5.8	水位検出装置	A. B. C	—				
5.9	その他		—				

注 1 No欄に●印のあるもの(建築基準法施行令に規定された検査項目・装置)は、指摘Aは指摘なし、Bは指摘なし(要注意)、Cは法不適合の指摘ありの状態を、No欄に●印のないものは、指摘Aは良好、Bは要注意、Cは要修理の状態を表す。いずれも指摘欄の該当記号を○で囲み、B又はCの場合は定期検査成績表の特記事項欄に注記すること。
2 不要事項は、抹消すること。

第六号様式その十一 (第7条関係)

(表)

整理番号		<u>ウォーターライド定期検査成績表</u>					検査年月日 年 月 日		
設置場所									
施設名称									
全滑走路数		本			揚水装置合計台数			台	
ウォーターライド本体	滑走路番号	高低差	滑走路全長	平均勾配	揚水装置	原動機容量	V × kW × 台		
		m	m	度			(計 kW)		
		m	m	度		吐出量	m ³ /min		
		m	m	度			揚程	m	
		m	m	度		絶縁抵抗測定		絶縁抵抗値	
		m	m	度	電動機主回路		MΩ	良・否	
		m	m	度	制御回路		MΩ	良・否	
		m	m	度	信号回路		MΩ	良・否	
		m	m	度	避雷設備	接地抵抗	Ω	良・否	
		m	m	度		避雷針抵抗	Ω	良・否	
特記事項	No.	内 容							
昇降機 検査資格者		認定番号 (第 号)		氏名 電話番号		()			

(裏)

整理番号

ウオータースライド検査表

No.	検査項目・装置	指摘	既存 不適合	No.	検査項目・装置	指摘	既存 不適合
1	構造部関係			5	揚水装置関係		
● 1.1	地盤	A. B. C	—	5.1	揚水ポンプ	A. B. C	—
● 1.2	基礎	A. B. C	—	5.2	配管及び防振継手	A. B. C	—
● 1.3	構造体の定着	A. B. C	—	5.3	電動機	A. B. C	—
● 1.4	構造物・支柱及び梁	A. B. C	—	5.4	計器	A. B. C	—
1.5	補助部材	A. B. C	—	5.5	集毛器	A. B. C	—
1.6	その他			5.6	弁類	A. B. C	—
				5.7	その他		
2	滑走路関係						
● 2.1	滑走路本体	A. B. C	—	6	電気装置関係		
● 2.2	滑走路取付部分	A. B. C	—	6.1	受電盤・制御盤・操作盤	A. B. C	—
● 2.3	張出し部分(手すり)・飛出防止壁	A. B. C	—	6.2	電圧計・電流計・表示灯	A. B. C	—
2.4	その他			6.3	配電線・配管	A. B. C	—
				● 6.4	避雷設備	A. B. C	—
3	スタート台及び階段関係		—	6.5	その他		
● 3.1	スタート台及び階段の構造材	A. B. C	—				
● 3.2	スタート台及び階段の床	A. B. C	—	7	保安関係		
3.3	その他			● 7.1	安全柵・誘導柵	A. B. C	—
				● 7.2	注意事項の標示	A. B. C	—
4	着水部分関係			7.3	安全装置等	A. B. C	—
● 4.1	着水部本体	A. B. C	—	7.4	その他		
● 4.2	水深	A. B. C	—				
4.3	その他						

注 1 No欄に●印のあるもの(建築基準法施行令に規定された検査項目・装置)は、指摘Aは指摘なし、Bは指摘なし(要注意)、Cは法不適合の指摘ありの状態を、No欄に●印のないものは、指摘Aは良好、Bは要注意、Cは要修理の状態を表す。いずれも指摘欄の該当記号を○で囲み、B又はCの場合は定期検査成績表の特記事項欄に注記すること。

2 不要事項は、抹消すること。

第七号様式及び第八号様式を次のように改める。

第七号様式その一(第7条関係)

建築設備定期検査報告書(昇降機等以外の建築設備等)第二面別紙

換気設備項目別評定書(報告書第二面【5・6関係】)

【5. 換気設備の概要】		【6. 換気設備の検査の状況】				
		【イ. 指摘の内容】				
検査項目		法不適合の 指摘 あり	既存 不適 格	要注 意の 指摘 あり	指摘 なし	主な内容
【5. イ. 無窓居室】 <input type="checkbox"/> 無	①自然換気設備 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	/	/	/	/	
	②機械換気設備 <input type="checkbox"/> 無					
	③中央管理方式の空気 調和設備 <input type="checkbox"/> 無					
	④その他					
【5. ロ. 火気使用室】 <input type="checkbox"/> 無	⑤自然換気設備 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	/	/	/	/	
	⑥機械換気設備 <input type="checkbox"/> 無					
	⑦その他					
【5. ハ. 居室等】 <input type="checkbox"/> 無	⑧自然換気設備 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	/	/	/	/	
	⑨機械換気設備 <input type="checkbox"/> 無					
	⑩中央管理方式の空気 調和設備 <input type="checkbox"/> 無					
	⑪その他					
【6. ロ. 改善予定の有無】(○に検査項目番号を記入してください。)				具体的改善内容		
○ <input type="checkbox"/> 有(年 月に改善予定) <input type="checkbox"/> 無						
○ <input type="checkbox"/> 有(年 月に改善予定) <input type="checkbox"/> 無						
○ <input type="checkbox"/> 有(年 月に改善予定) <input type="checkbox"/> 無						
○ <input type="checkbox"/> 有(年 月に改善予定) <input type="checkbox"/> 無						
○ <input type="checkbox"/> 有(年 月に改善予定) <input type="checkbox"/> 無						
法令に基づく検査項目以外で特に報告を要する事項						
備考						

- 注 1 換気設備の検査項目ごとに、第七号様式その四の換気設備定期検査項目表の結果に基づき記入すること。
- 2 換気設備項目別評定書関係
- (1) 【5. 換気設備の概要】欄の検査項目【5. イ～ハ】欄で該当する居室等がない場合においては、「無」の□に✓を入れること。
- (2) 【5. 換気設備の概要】欄の検査項目【5. イ～ハ】欄で該当する居室等がある場合においては、第七号様式その四の換気設備定期検査項目表の検査項目ごとに、法不適合の指摘があつた場合においては、【6. 換気設備の検査の状況】欄の【イ. 指摘の内容】欄の「法不適合の指摘あり」欄に✓を入れ、当該指摘された項目のすべてに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適合」欄に✓を入れること。また、法不適合には該当しないが保安上危険又は衛生上有害な状況に陥るおそれがあることを指摘された項目があるときは「要注意の指摘あり」欄に✓を入れること。いずれにも該当しない場合においては、「指摘なし」欄に✓を入れること。
- (3) 【6. 換気設備の検査の状況】欄の【イ. 指摘の内容】欄の「法不適合の指摘あり」又は「要注意の指摘あり」欄に✓を入れたとき（「既存不適合」欄に✓を入れたときを除く。）は、【6. ロ. 改善予定の有無】欄に当該指摘の項目番号を記入し、当該指摘に係る項目の改善予定の有無について、「有」又は「無」の□に✓を入れ、「有」の場合は併せて改善予定年月を記入し、具体的な改善内容を定めている場合は「具体的改善内容」欄に記入すること。

第七号様式その二(第7条関係)

建築設備定期検査報告書(昇降機等以外の建築設備等)第二面別紙

排煙設備項目別評定書(報告書第二面【8・9関係】)

【8. 排煙設備の概要】		【9. 排煙設備の検査の状況】				
		【イ. 指摘の内容】				
検査項目		法不適合の 指摘あり	既存 不適合	要注 意の 指摘あり	指摘 なし	主な内容
【8. イ. 避難安全 全検査法】	階避難安全検査法 (階) <input type="checkbox"/> 適用有・ <input type="checkbox"/> 適用無					
	全館避難安全検査法 <input type="checkbox"/> 適用有・ <input type="checkbox"/> 適用無					
【8. ロ. 特別避難 階段の付室】 <input type="checkbox"/> 無 【8. ハ. 非常用 エレベーターの 乗降ロビー】 <input type="checkbox"/> 無	①排煙機 <input type="checkbox"/> 無					
	②その他					
【8. ニ. 居室等】 <input type="checkbox"/> 無	③排煙機 <input type="checkbox"/> 無					
	④その他					
【8. ホ. 予備電 源】 <input type="checkbox"/> 無	⑤蓄電池 <input type="checkbox"/> 無					
	⑥自家用発電装置 <input type="checkbox"/> 無					
	⑦その他					
【9. ロ. 改善予定の有無】(○に検査項目番号を記入してください。)					具体的改善内容	
○ <input type="checkbox"/> 有(年 月に改善予定) <input type="checkbox"/> 無						
○ <input type="checkbox"/> 有(年 月に改善予定) <input type="checkbox"/> 無						
○ <input type="checkbox"/> 有(年 月に改善予定) <input type="checkbox"/> 無						
○ <input type="checkbox"/> 有(年 月に改善予定) <input type="checkbox"/> 無						
○ <input type="checkbox"/> 有(年 月に改善予定) <input type="checkbox"/> 無						
法令に基づく検査項目以外で特に報告を要する事項						
備考						

- 注 1 排煙設備の検査項目ごとに、第七号様式その五の排煙設備定期検査項目表の結果に基づき記入すること。
- 2 排煙設備項目別評定書関係
- (1) 【8. 排煙設備の概要】欄の検査項目【8. イ～ホ】欄で該当する居室等がない場合においては、「無」の□に✓を入れること。
- (2) 【8. 排煙設備の概要】欄の検査項目【8. イ～ホ】欄で該当する居室等がある場合においては、第七号様式その五の排煙設備定期検査項目表の検査項目ごとに、法不適合の指摘があつた場合においては、【9. 排煙設備の検査の状況】欄の【イ. 指摘の内容】欄の「法不適合の指摘あり」欄に✓を入れ、当該指摘された項目のすべてに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適合」欄に✓を入れること。また、法不適合には該当しないが保安上危険又は衛生上有害な状況に陥るおそれがあることを指摘された項目があるときは「要注意の指摘あり」欄に✓を入れること。いずれにも該当しない場合においては、「指摘なし」欄に✓を入れること。
- (3) 【9. 排煙設備の検査の状況】欄の【イ. 指摘の内容】欄の「法不適合の指摘あり」又は「要注意の指摘あり」欄に✓を入れたとき（「既存不適合」欄に✓を入れたときを除く。）は、【9. ロ. 改善予定の有無】欄に当該指摘の項目番号を記入し、当該指摘に係る項目の改善予定の有無について、「有」又は「無」の□に✓を入れ、「有」の場合は併せて改善予定年月を記入し、具体的な改善内容を定めている場合は「具体的改善内容」欄に記入すること。

第七号様式その三(第7条関係)

建築設備定期検査報告書(昇降機等以外の建築設備等)第二面別紙

非常用の照明装置項目別評定書(報告書第二面【11・12関係】)

【11. 非常用の照明装置の概要】		【12. 非常用の照明装置の検査の状況】				
		【イ. 指摘の内容】				
検査項目		法不適合の 指摘 あり	既存 不適 格	要注 意の 指摘 あり	指摘 なし	主な内容
【11. イ. 照明器具】 □無	①白熱灯 □無					
	②蛍光灯 □無					
	③高輝度放電灯 □無					
	④その他					
【11. ロ. 予備電源】 □無	⑤蓄電池 □無					
	⑥自家用発電装置□無					
	⑦その他					
【12. ロ. 改善予定の有無】(○に検査項目番号を記入してください。)				具体的改善内容		
○ □有(年 月に改善予定) □無						
○ □有(年 月に改善予定) □無						
○ □有(年 月に改善予定) □無						
○ □有(年 月に改善予定) □無						
○ □有(年 月に改善予定) □無						
法令に基づく検査項目以外で特に報告を要する事項						
備考						

- 注 1 非常用の照明装置の検査項目ごとに、第七号様式その六の非常用の照明装置定期検査項目表の結果に基づき記入すること。
- 2 非常用の照明装置項目別評定書関係
- (1) 【11. 非常用の照明装置の概要】欄の検査項目【11. イ～ロ】欄で該当する設備等がない場合においては、「無」の□に✓を入れること。
- (2) 【11. 非常用の照明装置の概要】欄の検査項目【11. イ～ロ】欄で該当する設備等がある場合においては、第七号様式その六の非常用の照明装置定期検査項目表の検査項目ごとに、法不適合の指摘があつた場合においては、【12. 非常用の照明装置の検査の状況】欄の【イ. 指摘の内容】欄の「法不適合の指摘あり」欄に✓を入れ、当該指摘された項目のすべてに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」欄に✓を入れること。また、法不適合には該当しないが保安上危険又は衛生上有害な状況に陥るおそれがあることを指摘された項目があるときは「要注意の指摘あり」欄に✓を入れること。いずれにも該当しない場合においては、「指摘なし」欄に✓を入れること。
- (3) 【12. 非常用の照明装置の検査の状況】欄の【イ. 指摘の内容】欄の「法不適合の指摘あり」又は「要注意の指摘あり」欄に✓を入れたとき（「既存不適格」欄に✓を入れたときを除く。）は、【12. ロ. 改善予定の有無】欄に当該指摘の項目番号を記入し、当該指摘に係る項目の改善予定の有無について、「有」又は「無」の□に✓を入れ、「有」の場合は併せて改善予定年月を記入し、具体的な改善内容を定めている場合は「具体的改善内容」欄に記入すること。

第七号様式その四(第7条関係)

換気設備定期検査項目表

1 設備概要			
	無窓居室	居室等	火気使用室
自然換気設備	() □無	() □無	() □無
機械換気設備	(系統室) □無	(系統室) □無	(系統室) □無
中央管理方式の 空気調和設備	(系統室) □無	(系統室) □無	
空気調和設備・冷暖房設備	個別パッケージ・全空気・ヒートポンプ・ファンコイルユニット併用・その他()		
前回の定期検査報告書	□有 □無	換気・空気調和設備の完成図書	□有 □無
換気・空気調和設備の設計計算書	□有 □無	換気・空気調和設備の試験成績表(温湿度関係)	□有 □無
維持保全計画書	□有 □無	関係法令に基づく検査記録	□有 □無
関係法令に基づく申請届出	□有 □無		

2. 検査項目

報告書第 二面番号	検査項目	検査細目	指摘	指摘内容
【5. イ. 無窓居室 】 □無	①自然換気設備 □有 □無			
	②機械換気設備 □無	I 居室等の機械換気設備の外観検査(中央管理方式の空気調和設備を含む。) ● 1 外気取入れガラリ及び排気ガラリの設置状況はよいか(大きさ、位置、衛生上の配慮等) ● 2 各室の給気口、還気口及び排気口の設置状況はよいか(大きさ、位置等) ● 3 ダクトの設置状況はよいか(材質、取付け方法等) 4 ダクトに空気漏れや経年変化の問題はないか 5 給気機、排気機及びモーターの設置状況はよいか 6 給気機及び排気機の運転時に異常はないか 7 給気機及び排気機の保守はよいか ● 8 換気扇による換気状態はよいか II 居室等の機械換気設備の性能検査(中央管理方式の空気調和設備を含む。) ● 1 各系統の外気取入れ量及び排気量はよいか ● 2 各室の換気量はよいか ● 3 中央管理方式による制御、作動及び監視状態はよいか		
	③中央管理方式 の空気調和設備 □無	I 空気調和設備の室内環境検査 ● 1 室内の温度及び相対湿度はよいか 2 各室の温度及び相対湿度センサーの設置状況はよいか(遠隔測定できる場合) ● 3 各室の浮遊粉じん量、一酸化炭素含有率及び二酸化炭素含有率はよいか ● 4 室内居住域の気流速度はよいか ● 5 吹き出した空気は室内に一様に分配されているか		

		<p>II 空気調和設備の主要機器・配管の外観検査</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 空気調和機、冷凍機、ボイラー、ポンプ、冷却塔、蓄熱槽、冷温水タンク及び空気ろ過器（以下「空気調和機等」という。）の据付け状態はよいか 2 空気調和機等の運転時に異音、発熱及び振動はないか 3 空気調和機等の内部点検及び清掃は容易に行えるか 4 空気調和機等の保守状況はよいか ● 5 空気ろ過器の点検、清掃及びろ材の交換は容易か 6 ボイラー及び冷温水発生機の燃焼用空気は適正に確保されているか 7 冷却塔補給水ボールタップの作動状態はよいか ● 8 冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離はよいか 9 配管の保守状況はよいか 10 弁類の作動はよいか 	
	<p>④その他 □無</p>	<p>防火ダンパー等の検査(延焼のおそれのある部分に設けられたダンパーを含む。)</p> <ol style="list-style-type: none"> ● 1 防火区画貫通部及び延焼のおそれのある範囲内のダクト開口部に防火ダンパーが設置してあるか ● 2 防火ダンパーの種類は適切か FD : 温度ヒューズ連動防火ダンパー SD : 煙感知器連動型防火ダンパー SFD : FDとSDの両機能を備えたダンパー ● 3 防火ダンパーの材質はよいか ● 4 防火ダンパーの取付け位置はよいか ● 5 防火ダンパー点検用の点検口はあるか ● 6 防火ダンパーの点検口及び検査口の位置はよいか ● 7 防火ダンパーに検査口は装備されているか ● 8 壁・床の防火区画貫通部とダクトとの間に隙間はないか ● 9 防火ダンパーの取付け方法はよいか ● 10 防火ダンパーの作動は円滑か 11 防火ダンパー (FD) の温度ヒューズ溶解温度はよいか 12 防火ダンパー(FD) の温度ヒューズ交換は容易に行えるか 13 連動型防火ダンパー(SD、SFD)の煙(熱)感知器との連動機能はよいか ● 14 連動型防火ダンパー (SD、SFD) の煙(熱)感知器取付け位置はよいか 	
<p>【5. ロ. 火気使用室】 □無</p>	<p>⑤自然換気設備 □有 □無</p> <p>⑥機械換気設備 □無</p>	<p>火気使用室の機械換気設備の検査 (外観・性能)</p> <ol style="list-style-type: none"> ● 1 給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさはよいか ● 2 給気口、排気口及び排気フードの位置はよいか ● 3 排気筒、排気フード及び煙突は不燃材料で造られているか 4 給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の取付け方法はよいか 5 給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の保守はよいか (取付け状況、腐食、汚れ等) ● 6 排気筒及び煙突の断熱材の脱落又は損傷はないか ● 7 排気筒及び煙突に可燃物、電線等が接触していないか ● 8 煙突に防火ダンパー等が設けられていないか ● 9 排気筒及び煙突が他の換気設備の排気筒、ダクト等に連結されていないか ● 10 防火ダンパー等を設けた排気筒に煙突を連結する場合の器 	